

株式会社の設立準備に係る税務・会計アドバイザー業務 公募要領

独立行政法人 日本貿易保険(以下「NEXI」という)では、株式会社の設立準備に係る税務・会計アドバイザー業務について、以下の要領で公募いたします。

1. 公募事項

- (1)契約名称 株式会社の設立準備に係る税務・会計アドバイザー業務
- (2)契約金額 単価契約 概算年間 1,000万円(年額・税込)
- (3)詳細 別紙「公募仕様書」のとおり
- (4)納入場所 独立行政法人日本貿易保険
- (5)公募方法 「3. 応募要領」のとおり

2. 契約条件等

- (1)契約期間は契約締結日から平成28年3月31日迄とし、NEXIは1年間を限度として延長することができるものとする。なお、選定先の業務水準が公募条件等を充足していないと認められた場合には選定を取り消す可能性がある。
- (2)契約後、申請書類等において虚偽の事実が判明した場合や関係法令等に違反したことが判明した場合には、当方から当該契約の解除を申し出ることができるものとする。
- (3)報酬は、本業務に従事した者の実労働時間に単価を乗じて得られる金額を支払う。

3. 応募要領

(1)応募資格及び要件

下記の①及び②を満たす者とする。

①下記(a)～(c)のいずれにも該当しない者であること。

- (a) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (b) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(c) 上記(b)に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。

②経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。なお、特別な理由により、日本貿易保険が参加を認める者はこの限りではない。

(2)応募期間

- ①応募開始 平成27年3月12日(木)
- ②応募締切 平成27年3月25日(水) (17時必着)

(3)応募方法

①提出書類

- (a)企画提案書 :1部 企画提案書をご覧の上、該当項目を記載し、提出ください。
- (b)見積書 :1部
- (c)その他企画提案書等を補足するための必要書類 :1部

②提出先

独立行政法人日本貿易保険 総務部 経理グループ

※郵送する場合は書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、提出期限までに必着のこと

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル東館3階

独立行政法人日本貿易保険 総務部 経理グループ 宛

③なお、提出された書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあるのでご注意ください。

④申請書の内容については、追って日本貿易保険担当者から確認を求め場合があります。確認ができなかった項目については、要件を満たさなかったものとします。

⑤応募書類に関する問合せ先

本件に関する問合せは、原則としてFAXのみで受け付けます。

FAX: 03-3512-7669

(担当部署)

独立行政法人日本貿易保険 総務部 経理グループ

住所:〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階

TEL:03-3512-7657 FAX:03-3512-7669

4. 応募案件の審査等

(1)公募の締切後、非公開の技術審査委員会による審査を行い、採択する者を決定する。

(2)採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結する予定。

(3)なお、申請書類等において、虚偽の事実が判明した場合には、契約候補対象者から除外するものとする。

5. 選考基準

技術審査委員会は、「3. (1)応募資格及び要件」を満たしている提案について、提出された企画提案書及び添付書類等を基に、評価項目一覧に記載した項目について、評価基準書の基準に従い審査を行い、より高得点を獲得した者を契約候補案件として決定する。

6. 選考結果通知

技術審査委員会による選考結果については、結果確定次第、3月末を目処に速やかに日本貿易保険ホームページで公表する。

なお、応募者は選定理由については不問とし、審査結果について異議を申し立てることができないものとする。

7. その他

受理した提案書及び添付書類は返却しないものとする。ただし、秘密保持には十分配慮する。なお、採択された場合には「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

以 上